

に聴く 判例から見る 労働トラブルの 防止対策



弁護士 宮澤俊夫

60

試用期間と雇止め



1、辞めさせるなら今でしょ
我が国では、入社後一定期間を「試用期間」とし、この間に労働者の人物・能力を評価して本採用するか否かを決定する制度を探る企業が多くあります。

2、解約権
きず、また知ることが期待できないような事實を知るに至った場合において、その者を引き続き企業に雇用しておくことが適当でないと判断することが、解約権留保の趣旨、目的に照らして相当である場合には、解約権行使することができます。

(最高裁昭和四八年一二月一日判決)
私の顧問先である日本郵便株式会社では、郵便局で一般的業務に従事する時給制契約社員を雇用契約期間六カ月で採用し、必要があれば更新し、または試用中の勤務状態等により、当初知ることがで

として採用された者についてのことは、採用の日から二カ月間を試用期間としていました。
会社から、顧問弁護士である私に、雇用契約期間二カ月、契約社員として採用し現在試用期間中の労働者に次のような事由があるが、雇止めができないかという相談がありました。

私は、再雇用後に右のようない理由だけで雇止めにすることは難しいこと、まして中途解雇することはなお無理であることを話し、前記試用期間の意義を説明して、会社にとって不要と思われる社員を排除するには、試用期間の今をおいてないと助言しました。会社は、同人に對し試用期間満了をもつて雇用契約は終了し再雇用はない

と三〇日前に通告しました。同人は、①更新の合理的期待があつたとして労働契約法一九条二項に基づき、または予備的主張として②試用期間中であつたとしても、会社の更新拒絶は無効であると主張して、日本郵便株式会社(被告)に対し、雇用契約上の権利を有する地位確認と未払賃金の支払を求める訴訟を提起しました。

「郵便局では要員に余剰がない、安定した労働力の提供が可能な労働者の採用を求めていたところ、雇用直後の原告の出勤率は七割程度で、しかも、原告には長期にわたる診療内科への通院歴があり、被告に雇用された後も睡眠導入剤を服用することがあったが、原告はこれを被告に伝えなかつたほか、採用面接日の連絡に不十分な点があり、同僚とのコミュニケーション不安を感じさせる言動等があるなど、原告には突発的な欠務が発生する可能性があつたことから、長期雇用は困難であるとして、試用期間満了をもつて契約を終了させ本採用をしないことを決定したものであり、当該判断には客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当として是認されるべきである」

(愛知県雇用労働相談センターアイラスト・源 安孝)



- ①診療内科に通院し、抗うつ剤や睡眠導入剤を服用していることが判明したが、採用面接時には本人はこの事實を秘匿していた。
②体調不良を理由に突如採用面接日を変更した。
③一ヶ月間の出勤率が七三%に満たなかつた。
④上司に対し同僚への不満

成三〇年九月二六日判決
裁判所は、前記最高裁判決を引用し、以下のように判示

2、名古屋地裁岡崎支部平
成三〇年九月二六日判決
裁判所は、前記最高裁判決を引用し、以下のように判示

イラスト・源 安孝